

神戸市育休明け乳幼児の定期預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が育児休業を終了して復職するに当たり、保育施設・事業所等への入所ができない場合に、市内の認定こども園、認可保育所(園)、及び私立幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第31条第2号に規定するものとして確認を受けた幼稚園に限る。)(以下「認定こども園等」という。)の一時保育用の保育室等を活用して、定期的な保育を実施するため、育休明け乳幼児の定期預かり事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(事業利用要件)

第2条 事業の利用要件は次のとおりとする。

- (1) 2年以下の育児休業期間の終了に伴い、復職しなければならない者。
- (2) 保育認定を受け、入所保留通知を交付された者。
- (3) 利用児童が満1歳に到達していること。
ただし、利用開始月中に利用児童が満1歳に到達する場合は、認定こども園等の受入体制に応じて当該月月初からの利用を可能とする。
- (4) 利用(入所)希望する施設・事業所のほか、利用可能と見込まれる施設等の入所状況を勘案し、事業の利用が必要と認められる者。

(設備基準及び教育・保育の内容)

第3条 本事業を実施する認定こども園等は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守するものとする。

(職員の配置)

第4条 本事業にかかる職員配置基準は以下のとおりとする。

規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

当該保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所の職員(保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができること。

また、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。)第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)を、保育士とみなすことができる。なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児

童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

ただし、一時保育用の保育室を活用して事業利用児童を受け入れる場合は、一時保育利用児童と事業利用児童の合計人数に応じて保育従事者を配置することができること。その場合、当該保育従事者は一時保育利用児童と事業利用児童の処遇を兼務することができること。

(利用時間・日数)

第5条

(1) 事業の利用時間は、利用児童の支給認定の範囲内とし、利用日数は月曜日から金曜日までの5日間とする。

(利用料)

第6条 認定こども園等は、利用料として日額2,400円を徴収するものとする。

(補助)

第7条 事業の円滑な実施のため、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助を行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月5日に施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。